

平成 26 年 8 月 20 日

特定非営利活動法人
消費者被害防止ネットワーク東海
理事長 杉浦 市郎 様

旭化成ホームズ株
総務部長 水野

(担当 中根
03-334

ご回答

本年 7 月 23 日付弊社宛に頂きました「申入書」に関し、以下ご回答申し上げます。

ご指摘頂いた「平均的な損害を超えた部分が無効」という消費者契約法第 9 条の趣旨は弊社としても承知しております。

また、契約解除の時期によっては、弊社の契約手付金受領額が「平均的損害」を超える可能性があることもご指摘のとおりと思います。弊社においても、例えば契約直後の契約解除のような場合は、本条項が適用されないことは社内に周知させております。

しかしながら、消費者契約法第 9 条は、「平均的な損害を超えた部分が無効」となることを定めているにすぎず、違約金条項自体を無効とする趣旨ではありません。

よって、本条項の改訂は現時点では検討しておりません。

なお、弊社が当事者となった訴訟においても、この条項自体を有効とする前提で下された判例も存在することを申し添えます。

以上、約款第 21 条の規定が単純に適用とならない場合があることは承知しております。適用にならない場合があるからといって、一律に条項の修正が必要ではないと弊社では認識しております。

簡単ですがご回答申し上げます。

以上